

學校  
讀本  
小學生徒心得

K110,1  
23

B 1

238-10



明治十一年七月改刻

學校  
讀本  
小學生徒心得

東京府

小學生徒心得

第一條



學文を爲すに他あり智を開き身を脩  
め才藝を長し人より頼らずして自營の  
道を立つるよりありされば生徒たるも  
のに第一身の行を正しく常に學業を  
勉勵し將來の幸福を受る様心懸くる  
こと肝要なり

第二條

常ニ舉止言語を慎  
み一意ニ教師の指  
揮に従ひて教を受  
くべし苟且ニも粗  
暴の振舞をなし他  
生の嘲笑をうけざ  
る様心かくべし



第三條

教師ハ我ニ學術を授くる恩人なり常  
ニ敬禮の意を失ふべからず

第四條

朝ハかならば早く起き先衣服を著替  
へ顔と手を洗ひ口を嗽き髪を櫛り而  
して後尊長に一禮をおいて其安否を  
伺ふべし

第五條

毎朝食事終れば學校より出る用意を爲し、教場にて用ゐるべき書物石盤等を取り落さざる様を致すべし。

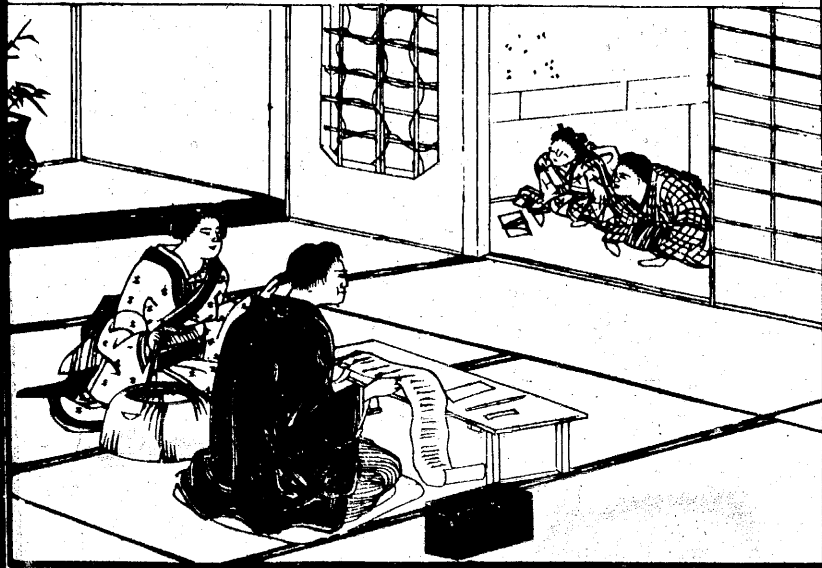
第六條

學校に登るべき刻限は、課業の始る刻限の十分前たるべし。

第七條

學校に至れば先扣所に入り行厨を我坐席に置き教師の差圖を待ちて教場に入るべし。決して高聲遊戯など爲すべからず。

第八條



教場に入りて席に  
就くときハ教師ハ  
敬禮を行ふべし

### 第九條

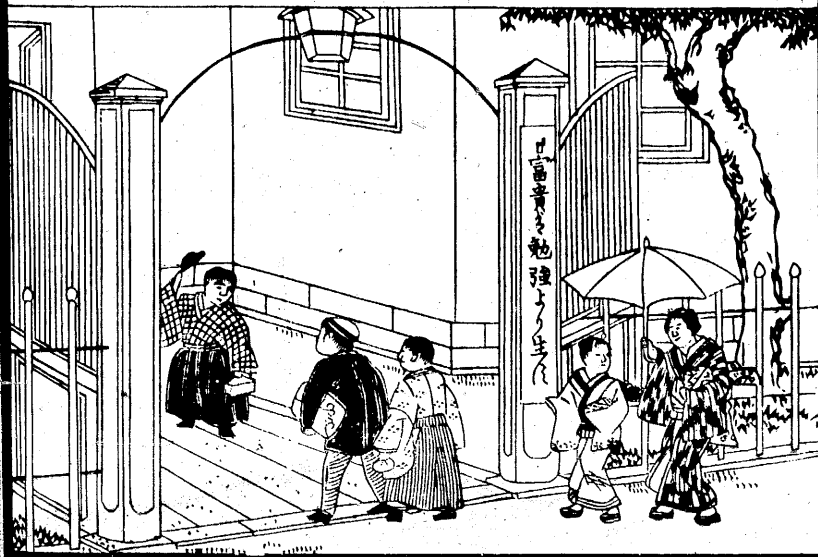
若事故ありて出校  
の刻限ハ後れたる  
ときは其由を教師  
ハ告げて差圖を受

くべし

### 第十條

教を受るときは勿論總て我意我慢を  
出さべからず教場にて己の意を述べ  
と欲せば右の手を揚げて其意を知ら  
しめ教師の許可を受けて後れたやか  
言すべし

### 第十一條



教師は告げずして  
みだりな教場の出  
入をなすべからず

### 第十二條

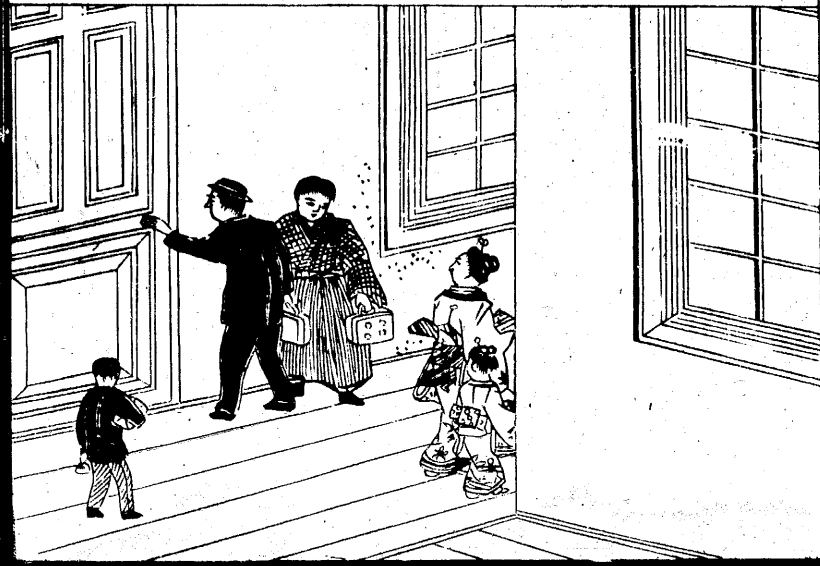
障子襖の開閉は静  
になし書物器械の  
叮嚀は取扱ひ破損  
せざる様又行厨の

静に食し人と湯茶を争ひ或は衣服な  
ど濡さぬ様注意すべし

### 第十三條

教場は於書籍石盤等を出し納れする  
とき響の聞えざる様に注意し又壁  
塀其他の物へ濫書し又は外見雑談を  
なすべからず

### 第十四條



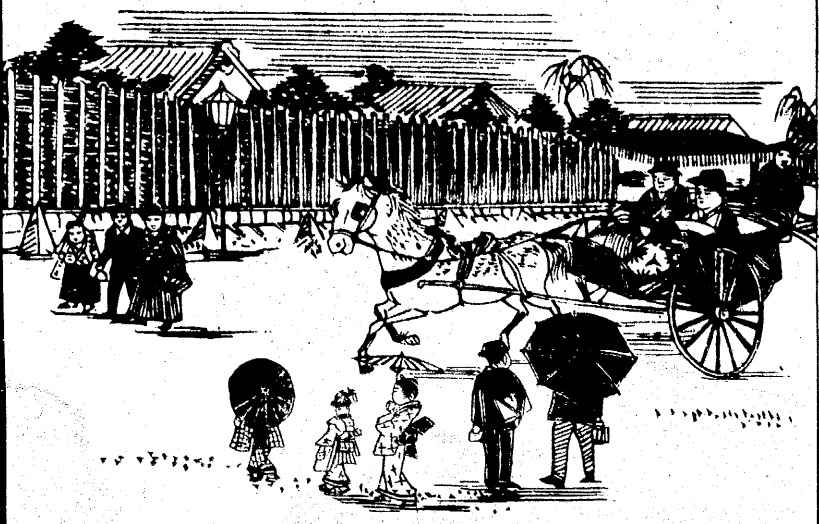
學校より往返する途中に於て遊び戯るべからず若し車馬等と行逢ふときは其通り過るを待ち決して其前を馳過ぐべからず

### 第十五條

自宅へ歸りたるときと他出するときは其由を尊長に告げ敬禮をなすべし但し學校より歸りたるときは必ず日課優劣表を尊長に示さべし

### 第十六條

雨天のときハ別して傘はきものを取揃へ置き退校のとき錯亂なき様注意すべし



第十七條

學文をなすとも身體健康ならざれば  
其詮なかるべし常は左の條件を守り  
て自ら病を招くべからず

第一 課業畢る毎に體操場へ出て

運動をなすべし

第二 運動をなすとも奔走すること

と度に過ぐべからず

第三 熱き湯茶

を強て飲

むべから

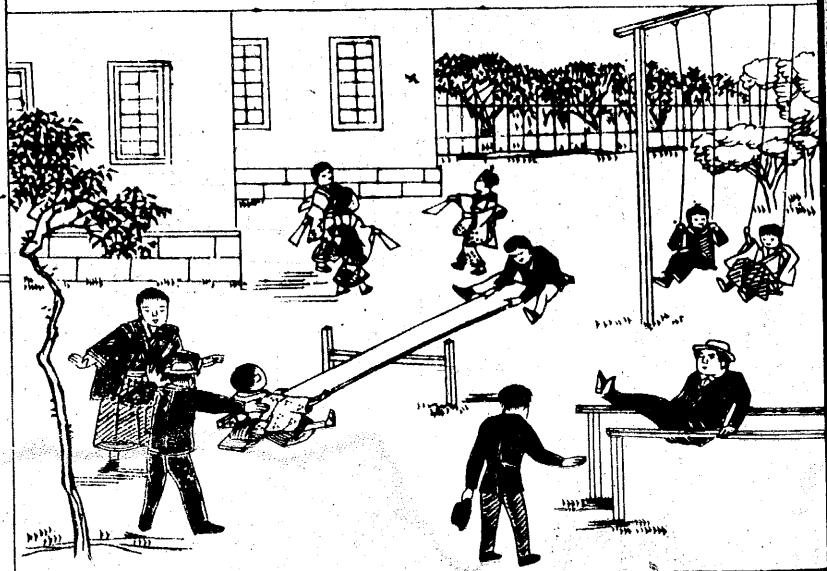
ず

第四 字を寫し

算を學ぶ

に體を曲

け胸を屈





むべからず

第五 雨天は傘なくして歩行すべからず

第六 冠物なくして炎天を冒し跣足よして雪中を行くべからず

第十八條

急よ覺えんとするときは却て忘れ易

きものなれば一事を覺えて後一事に移る様に心掛くべし

第十九條

覺え惡として決して倦み怠るべからず怠らず勉強するときは自然に覺ゆるものなり

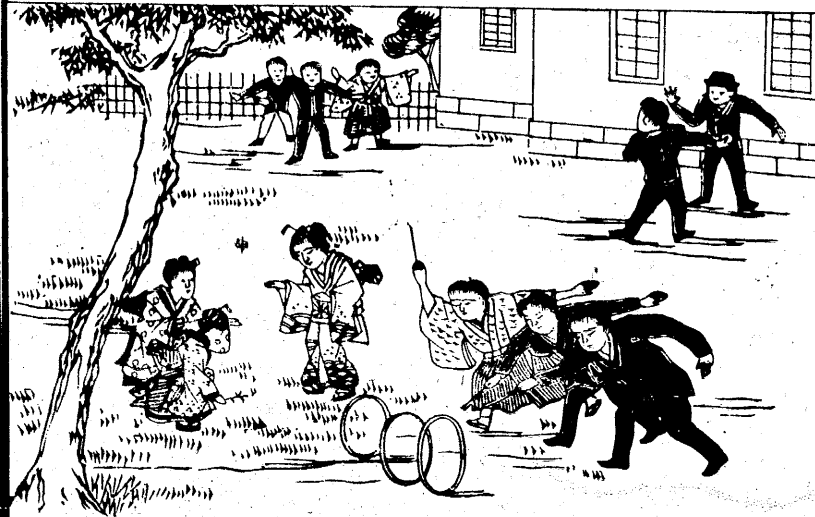
但其日は教を受しことい退校の後尊長の前まで復讀を爲すべし

第二十條

朋友と睦しく交り  
決して不敬不遜の  
振舞あるべからず  
又人を誹謗すべか  
らず

第二十一條

人より争を仕懸と



も決して之と争ふべからず其由を教  
師に告て指示を受くべし

第二十二條

尊敬すべき人又ハ知己の人ハ出逢と  
きハ敬禮をなすべし

小學生徒心得終

K110/1-23

小學生徒心得

御届明治十一年十月十七日  
出板同十二年三月

定價貳錢五厘

日本橋區

米沢町二丁目七番地

翻刻人

高橋松之助